

平成30年12月3日開催  
調 査

## 総務教育常任委員会資料

- 調査事件5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）について（他所管に関する事項について）
- 調査事件6 町内会館等管理方針の見直しについて（他所管に関する事項について）

総 務 課

調査事件 5 第4次福島町職員定員管理適正化計画の後期計画（H31～H34）について  
（その他所管に関する事項について）

1 職員数等について

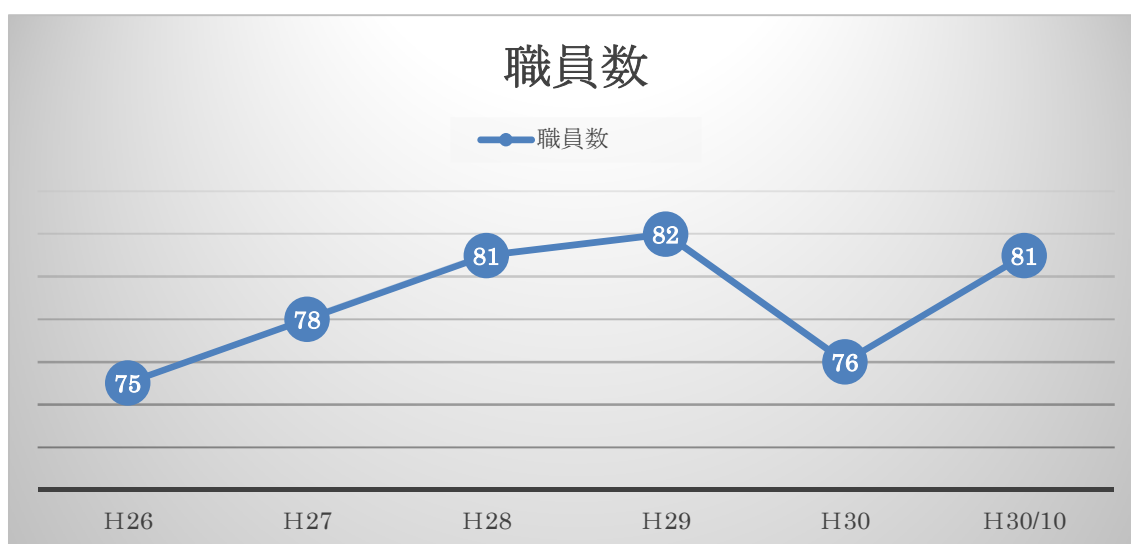
当町においては、人口減少、少子高齢化及び社会情勢の変化等に対応するため、平成8年度から4回にわたり職員定員管理適正化計画を策定し、平成26年度まで職員数の削減に取り組んできましたが、平成27年度から行政需要に応じた産業分野等への増員や再任用職員の増加により、職員総数は増加しております。

本年度は、平成27年1月に策定（平成27年4月、平成29年2月改訂）した第4次職員定員管理適正化計画（H27～34）の前期計画（H27～H30）が終了することから、平成31年度から34年度までの後期計画を策定し、計画的な職員採用をするものです。

平成30年4月1日現在の職員数は、一般職員72人、再任用職員4人の合計76名ですが、6月の町立診療所開設等に伴い、10月1日現在は、一般職員78人（内診療所会計5人含む）再任用職員3人の計81人となっております。

（1）年度別の職員数（4月1日現在）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H30/10
職員数	75人	78人	81人	82人	76人	81人
一般職員	74人	77人	78人	77人	72人	78人
再任用職員	1人	1人	3人	5人	4人	3人
内診療所分	—	—	—	—	—	5人
定員計画	76人	78人	81人	84人	83人	83人



（2）年齢別職員構成数について

区分	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～65	合計
職員数	0人	25人	14人	15人	24人	3人	81人
構成比	—	31%	17%	18%	30%	4%	100%

### (3) 主な専門職員の年齢別構成について

(H30/10 現在：人)

職 種	20～29	30～39	40～49	50～59	計
保 育 士	—	1	1	3	5
保 健 師	1	1	—	3	5
建設技術職	1	—	3	—	4
看 護 職	—	—	1	2	3

## 2 定数条例について

現在の職員定数は、以下のとおりとなっております。

部 署 等	定 数
(1) 町長の事務部局の職員	75人
(2) 議会の事務部局の職員	3人
(3) 教育委員会の部局の職員	12人
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	(1)人
(5) 監査委員の事務部局の職員	(1)人
(6) 農業委員会の事務部局の職員	(1)人
(7) 水道事業の事務部局の職員	2人
計	92人

※(4)～(6)のかっこ内数は兼務となっていることから本来業務の部署にカウントされるため計から除いています。

※町立診療所開設により、平成30年3月16日に改正しています。

## 3 職員定員管理適正化計画後期計画（H31～H34）の考え方について

### (1) 現在の職員構成の課題について

現在の年齢別職員構成は、平成17年の財政確立プラン及び平成18年から平成21年の自立プラン等に基づき職員採用を抑制してきた結果、平成30年10月現在の年齢別職員数では、50歳以上が34%、29歳以下が31%で約6割を占め、30代が17%、40代が18%と中間的な職員の構成が少なくなっております。

また、今後3年間で経験豊富な管理職クラス12名が定年退職を迎え、係長職等を担う年代の職員が不足していることから、専門職員等も含め社会経験のある職員の採用を検討しております。

## (2) 現状の事務執行体制について

現在の事務体制は、平成28年4月に行政のスリム化を図るため機構再編し、町長部局7課、教育委員会1部局へ変更したところですが、平成30年6月の町立診療所開設に伴い、定数の見直しを行い、また職員数も増となっています。

## (3) 計画期間について

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

## (4) 一般職員等の考え方について

### ① 一般職員について

今年度の10月1日現在の職員数は、一般職員78人となっております。

一般職員については、少子高齢化に伴う人口減少が続いており、基本的な方向性として人件費の圧縮が必要な状況にある一方、行政の多様化・高度化により業務量が増大している傾向にあることから、これまでの退職者に応じた縮減方針を見直し、現行の水準を維持しつつ、緩やかな減少により、業務量に応じた適正な配置をすることで、行政サービスの水準の維持に努めていく必要があります。

こうしたことから、平成31年4月予定の一般職員数は80人を基本にしてまいります。

### ② 再任用職員について

現在、再任用職員については、全員がフルタイム職員となっており、今後も、再任用職員の豊富な経験を生かしながら正職員とのバランスを考え、適正な配置に努めてまいります。

平成30年10月現在、再任用職員は3人で、また、平成30年度の定年退職者4人については、再任用希望調査を実施の結果、全員が再任用を希望しております。

なお、現時点での再任用職員の各年度の職員数は、平成32年度には11人、平成33年度には12人の再任用職員が見込まれております。

また、国においては、定年延長も検討されていることから、法改正等された時点での見直しも予定されます。

### ③ 臨時職員について

臨時職員数は、現在の制度が平成32年4月より「会計年度任用職員」へ大きく制度変更されることから、実施に向けて今年度から制度設計等の準備を進めてまいります。

なお、会計年度任用職員制度が実施されることにより、経費の増加が想定されます。

## 4 定数条例について

定数については、現在92人としておりますが、平成32年度には再任用職員が11人、33年度には最大12人見込まれ、人事等の職員配置を柔軟に対応するため、今後、条例の一部改正を検討してまいります。

## 5 後期4年間の人件費の推計について

平成31年度から4年間の人件費は、再任用職員を含み次のとおりと推計します。

区 分	参考 平30	平31	平32	平33	平34
職員数	81人	86人	90人	90人	87人
一般職	78人	80人	79人	78人	79人
再任用職員	3人	6人	11人	12人	8人
給 料	272百万円	283百万円	286百万円	283百万円	279百万円
職員手当	148百万円	154百万円	151百万円	147百万円	147百万円
共済費	144百万円	145百万円	139百万円	134百万円	133百万円
退職精算 (概算)	0百万円	20百万円	0百万円	0百万円	10百万円
人件費 合計	564百万円	602百万円	576百万円	564百万円	569百万円

※職員数は、介護会計2名、水道会計2名、診療所会計5名を含む

※H30は10/1現在、H31以降は4/1現在

6 職員定員管理適正化計画後期4年間の目標数について

(単位:人)

区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
① 採用 4/1	4	10	9	5	1
一般職	2	6	4	2	1
再任用職	2	4	5	3	0
② 4/1現在 前年⑤+①	76	86	90	90	87
一般職	72	80	79	78	79
再任用職	4	6	11	12	8
③ 中途 採用	6	0	0	0	0
一般職	6				
※ 7/1現在職員数(10/1)	(81) 82				
一般職	(78) 78				
再任用職	(3) 4				
④ 4/2～3/31退職	4	5	5	4	2
一般職	4	5	3	0	2
再任用職 (7/31 1名退職)	(1) 2	0	2	4	0
⑤ 3/31現在 ②+③-④	76	81	85	86	85
一般職	74	75	76	78	77
再任用職	2	6	9	8	8
第4次福島町職員定員管理適正化計画					
目標値	83	90	92	92	92
定数	92	92	95	95	95

※注 再任用職員数の内訳

区分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
② 再任用職	4	6	11	12	8
H28末退職者(2年間)	2				
H29 " (3年間)	2	2	2		
H30 " (3年間)		4	4	4	
H31 " (4年間)			5	5	5
H32 " (4年間)				3	3
H33 " (5年間)					0

※1 H31年度採用予定6名の内 建設技術1名、保育士1名、社会人枠2名予定

※2 H32年度採用予定4名の内 保育士1名予定

○現在の部局別職員数について

平成30年4月及び10月の職員数等は次のとおりとなっております。

部局名	課名	職員数						備考
		H30/4			H30/10			
		職員	臨職	計	職員	臨職	計	
議会	事務局	3	1	4	3	1	4	
町部局	総務課	11	1	12	11	1	12	振興協会派遣1
	企画課	4	0	4	4	0	4	
	産業課	8	1	9	8	1	9	道自治法派遣+1
	アワビ	0	2	2	0	2	2	水産補助員2
	税務課	7	0	7	7	0	7	
	出納室	1	0	1	1	0	1	
	町民課	7	0	7	7	0	7	
	学童保育	0	2	2	0	2	2	保育士2
	支所	2	1	3	2	1	3	
	認定こども園	4	9	13	5	8	13	保育士4外
	福祉課	12	4	16	11	4	15	温泉バス2、介護2
	診療所	0	0	0	5	0	5	看護職3、事務2
建設課	7	1	8	7	1	8		
教育委員会	事務局	7	1	8	7	1	8	4/1道派遣+1、7/31派遣終了
	図書室	0	2	2	0	2	2	
	給食センター	1	7	8	1	7	8	調理員4、運転・配送3
	学校	2	3	5	2	3	5	支援員2、用務員1
農業委員会	事務局	0	0	0	0	0	0	
本庁		67	9	76	66	9	75	
施設		9	26	35	15	25	40	
計		76	35	111	81	34	115	

※ 地域おこし協力隊、ALT、臨時教員除く

## 調査事件 6 町内会館等管理方針の見直しについて (その他所管に関する事項について)

### 1 管理方針見直しについて

#### (1) 背景と目的

各地域の町内会館については、昭和40年代の青函トンネル工事時代に様々な制度を活用し、町が主体的に町内会館の整備を行ってきたところであり、

この町内会館は、町が建設した財産であり、本来、町が主体的に管理すべきものでありますが、これまでの管理形態は、町内会への管理委託としており、施設運営費を町で全額負担している施設、町内会で一部負担している施設があります。(11ページ参照)

このため、各町内会の負担の均衡を図る観点から、平成31年度より管理運営費のほぼ全額を町予算により負担することで、基本的な管理方針を見直すことといたします。

また、平成30年11月6日(火)には、町内会館等所在町内会長等との説明会を開催し意見をいただいております。町内会の意見に沿った管理方針の見直しを進めるべく整理をしております。

このような状況を踏まえ、町では町内会館の再編等に併せ、これまでの用途に沿った管理条例を集約するとともに、使用料のあり方も含めて見直すことといたします。

#### (2) これまでの管理方法等

##### ア 負担区分について

施設管理に係る負担区分については、大規模な修繕等は町、小規模修繕及び維持管理の経費を町内会で負担するよう覚書を取り交わしております。

##### イ 管理運営方法について

町内会館の管理運営にあたっては、町と町内会が管理委託契約を締結し、町内会へ委託しております。また、施設使用に係る許可及び使用料の徴収などは管理している町内会において行っております。

##### ウ 使用状況について

近年、町内会館の使用状況は、町全体の人口減少が進行するとともに、町内会の少子高齢化も進み、さらに、社会情勢の変化などにより町内会館の使



用形態が時代とともに変化してきております。これらの影響により、従前は、町内会行事や葬儀等の使用頻度が高く推移していましたが、近年は町主催の説明会や高齢者福祉事業と選挙事務など、行政側の使用頻度が高い状況となっております。

## エ 管理運営費用の負担について

町は、町内会館の管理運営費の補助金として、電気料の75%と水道料の基本料全額を町内会へ補助しており、町内会での実質負担は電気料の25%及びガス代等の光熱水費に加え、冬期間の灯油代等となっております。

### (3) 現状と課題

#### ア 運営費負担について

人口減少の著しい小規模な町内会においては、電気料や水道料など、町内会館の維持費が町内会運営費の重荷になっている状況が見受けられ、水道休止などの対策を講じるなど、管理運営費の捻出に苦慮している状況にあります。

今後、ますます人口減少が進む中で、これら小規模町内会における運営の健全化が課題となっており、また、各町内会における負担に係る不均衡の解消を図る必要があります。

#### イ 関係管理条例の統合について

町内会館の管理条例については、建設当時の補助制度により名称等が異なっており、生活館や母と子の家、コミュニティセンターやふれあいセンター等の管理条例に区分されております。

これら分散している管理条例をこの度の管理方針見直しに併せて、一つの条例に統合するものと従来どおり単独で条例を維持するものに整理する必要があります。

1. 福島町生活館管理条例（浦和生活館ほか5か所）
2. 福島町母と子の家管理条例（月崎母と子の家ほか5か所）
3. 福島町コミュニティセンター条例（丸山地区会館）
4. 福島町ふれあいセンター設置条例（白符ふれあいセンター）
5. 福島町寿の家管理条例（三岳寿の家）
6. 福島町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（新栄町集会所）



- 1～5までの管理条例については、建設時から相当な年数が経過しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しないことから、管理条例を一本化して新たに「(仮称)町内会館管理条例」を制定します。
- 6については、建設年次が比較的新しいことや公営住宅との関係が生じることから、現行の条例を維持することとします。

#### (4) 新たな管理方法について

ア 町内会館の再編計画により町内会館を二つの町内会で共有するなど、新たな管理手法が必要となり、また、従来の町内会館に比べ面積が縮小されたことにより、活用方法なども限定されたものになります。

管理委託方法は、従前同様に管理条例の規定に基づき、各町内会と町が管理委託契約を締結することとし、また、町内会館を統合した町内会においては、管理可能な町内会一つと契約締結することにより、町から各町内会へ委託料を支出します。

なお、管理委託料は、年額 15,000 円に加え、施設内で使用する消耗品費を含めた支出を予定しております。

イ これまで施設の小破修繕及び維持管理費については、町内会で負担するとともに町内会館使用時に発生する使用料の一部を充てておりましたが、消耗品費を除く町内会館施設に係る費用は、今後、町において負担することといたします。

#### (5) 使用料の考え方

使用料については、各管理条例において、「生活館等の使用については無料とする。」となっておりますが、その目的が私用に属するものにあつては使用料を徴収することとなり、徴収した使用料は、運営費の一部に充当しておりました。

また、使用料の一部を町へ町内会館使用料として、年額 4,000 円を納付していただいておりますが、町内会によって使用料が有料となる利用がない場合があり、町内会費から負担している町内会もあります。

今後は、町内会及び町内会の会員が使用する場合には、使用料を無料といたしますが、管理する町内会で私用に属する使用と判断した場合は有料とい

たします。葬儀に使用する場合についても、お寺等の使用の関係性を考慮し、従前同様に有料といたします。

また、営利を目的とする使用の場合も、従来どおり有料といたします。

なお、使用料金については、今後、条例制定に係る協議時に併せて提案してまいります。

## 2 町における費用負担について

平成24年度から福島町町内会館等運営費補助金として電気料及び水道料の一部を補助金により負担しているところであり、町内会館及び町内会の健全運営に寄与しているところです。

今般の見直しでは、各町内会の運営費負担に係る不均衡を解消するため、町が運営費を負担することとして進めているところであり、町費負担の増加見込みは次のとおりとなります。

### (1) 全町内会館における運営費支出状況について

平成29年の各町内会に係る運営費の支出状況は、町内会総会資料及び町内会長からの聞き取り調査から下記のとおり整理されます。

(単位：千円)

科 目		町内会支出額	町補助金額	町費負担増加額
需 用 費	光熱水費	1,116	741	375
	燃料費	122		122
	修繕費	88		88
役 務 費	手数料	13		13
備品購入費	管理備品	86		86
合計		1,425	741	684

### (2) 平成31年度予算措置について

町内会館の運営費に係る平成31年度予算要求については、これまでの町内会館等運営費補助金での支出を平成31年1月から3月分までとするともに、4月以降は、町内会館に係る運営費を町で負担するため、関係科目の予算措置を目指してまいります。

### 対象町内会一覧

番号	町内会名	町内会館	運営費負担	摘要
①	松浦町内会	松浦生活館	一部町内会	H28 改修済
②	吉野町内会	吉野母と子の家		解体済 松浦生活館を共有
③	館崎 2・3 町内会	館崎生活館		後年度新築予定
④	豊浜町内会	豊浜母と子の家		H30 解体済で新施設を共有
⑤	宮歌町内会	宮歌生活館		
⑥	白符町内会	白符ふれあいセンター		
⑦	日向 1 町内会	日向生活館		H31 改修予定
⑧	月崎 1 町内会	浜中母と子の家		後年度改修予定
⑨	月崎 2 町内会	月崎母と子の家		H28 改修済
⑩	丸山町内会	丸山地区会館		
⑪	塩釜町内会	塩釜生活館		H31 解体・新築予定
⑫	浦和町内会	浦和生活館		
⑬	緑町町内会	緑町母と子の家		後年度解体予定
14	新栄町町内会	新栄町集会所		
⑮	三岳 1 町内会	三岳母と子の家		後年度改修予定
⑯	三岳 2 町内会	三岳寿の家		後年度解体・新築予定
17	福島 4 町内会	福島漁村環境改善センター	全額町負担	所管課：産業課水産係
18	千軒町内会	活性化センター		所管課：産業課農林係

※番号に○が付いている町内会館等は条例改正が必要